

消 防 予 第 7 2 号

令和 2 年 3 月 2 7 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長

( 公 印 省 略 )

消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課設備係

担当：田中、畑澤

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

問1 昨今、外国人来訪者や障害のある方々に対し容易に情報を伝達する手段として、災害や大規模イベント等の際に、トリガー音<sup>\*1</sup>を活用する事例が増えている。この技術を活用することにより、音声情報のほか、同時に、スマートフォンやタブレット端末等に文字情報等を伝送できることとなる。当該技術については、今後、消防用設備等に活用することが考えられる。

当該技術を非常警報設備に活用するに当たって、トリガー音及び任意の音声を再生する装置（以下「再生装置」という。）を含むトリガー音等再生機器を、下図のように、放送設備のマイクロホン端子に接続して放送する場合は、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たしていれば、マイクロホンによる放送<sup>\*2</sup>として取り扱ってよいか。

<sup>\*1</sup> デジタル情報をスマートフォンやタブレット等のデバイスに伝送するために、当該デジタル情報が埋め込まれた音声信号をいう。

<sup>\*2</sup> 非常放送設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号）第4第1号（2）、第4号（2）ホ

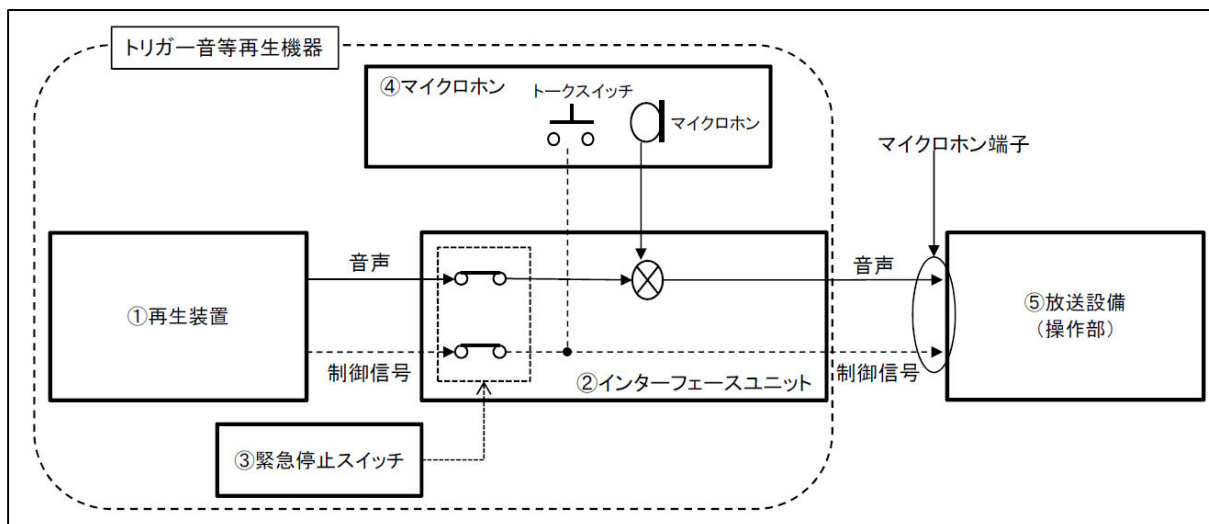


図 放送設備にトリガー音等再生機器を接続する方法

- (1) 放送設備を構成する機器に作動不良や故障といった影響を与えるものではないことが確認されていること。
- (2) 再生装置から音声を放送している際に、マイクロホンを使用する放送に切り替える場合、再生装置からの音声を迅速に停止できるよう措置されていること。
- (3) マイクロホン端子にトリガー音等再生機器を接続している状態であっても、当該放送設備を有効に10分間作動することができる容量以上の非常電源が確保されていること。

(答)

差し支えない。なお、火災や地震等の非常時において、再生装置やマイクロホンからの音声を放送する場合には、防火管理又は防災管理上適切な内容とするよう指導されたい。

また、トリガー音が、放送設備を構成する機器に作動不良や故障といった影響を与えるものではないことを、当該放送設備の製造元に確認するよう指導されたい。

問2 前問のような装置を設置するため、防火対象物の関係者が当該放送設備の工事を行った場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2の規定に基づき、その旨を消防長又は消防署長に対し届け出て、検査を受けることを要するか。

（答）

お見込みのとおり。なお、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の3に基づき消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（同規則別記様式第1号の2の3）を受領する際に、前問(1)～(3)の要件を満たしていることを確認できる資料を提出するよう求めることが望ましい。